

令和5年3月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和5年3月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和5年3月6日（月）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第43号 市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部改正について  
議案第44号 市川市子どもの読書活動推進計画第二次計画の策定について  
議案第45号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について  
議案第46号 市川市立第一中学校及び関係する中学校の通学区域の決定について
  - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第43号 市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部改正について  
議案第44号 市川市子どもの読書活動推進計画第二次計画の策定について  
議案第45号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について  
議案第46号 市川市立第一中学校及び関係する中学校の通学区域の決定について
- 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠
委員	広瀬	由紀
- 6 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉 貴志
生涯学習部長	永田 治
生涯学習部次長	吉田 一弘
学校教育部長	藤井 義康
学校教育部次長	奥田 淳
学校教育部学校建設担当参事	佐原 達雄
教育総務課長	町田 茂幸
中央図書館長	安永 崇
義務教育課長	池田 淳一

## 7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	副主幹	三河 崇邦
//	副主幹	岩瀬 絢子
//	主 査	新田 伸子

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和5年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案4件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、広瀬由紀委員を指名いたします。よろしくお願いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしくお願いたします。

## ○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第43号「市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。議案第43号「市川市教育委員会公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。はじめに、改正の理由です。市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の改正に伴いまして、条文の整備を行う必要があることから、本規則の一部を改正するものでございます。次に、改正の内容でございます。議案2ページをお願いいたします。条例の条文を一部削除したことに伴う条文のずれが生じたことから、本規則第5条及び第6条第1項で引用する条例の条文について、「条例第13条第1項又は第2項」を「条例第12条第1項又は第2項」に改めるものでございます。施行期日は、改正条例の施行期日である令和5年4月1日と合わせるものでございます。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

## ○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第43号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第44号「市川市子どもの読書活動推進計画第二次計画の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○中央図書館長

中央図書館長でございます。議案第44号「市川市子どもの読書活動推進計画第二次計画の策定について」ご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案の3ページをお願いいたします。はじめに、提案理由でございます。本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年に「市川市子どもの読書活動推進計画」を策定しておりますが、その後約18年を経過する中で、インターネットやスマートフォンの普及をはじめとして社会状況が変化していることから、子どもの読書を取り巻く現状を捉えなおす必要が生じております。今般、そうした社会状況を踏まえるとともに、国における「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画第四次計画」、並びに千葉県の「子どもの読書活動推進計画第四次計画」を基本としつつ、本市で取り組むべき施策を整理し、第二次計画として改定する必要がございます。以上が、本議案を提出する理由でございます。それでは、次に、第二次計画の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが6ページをお願いいたします。なお、ページ番号が上下2段で記載されておりますが、下段の番号が本日の議案のページ番号でありますので、以降、下段のページ番号にて説明を進めさせていただきます。まず、6ページの「はじめに」では、市川市教育委員会が定める計画として、子どもの読書を取り巻く状況を概説するとともに、子どもたちの「読書離れ」「活字離れ」が懸念される中、家庭、地域、学校が力を合わせて、読書活動の推進に取り組んでいく決意を記しております。次に9ページをお願いいたします。こちらの9ページから12ページまでが第1章「計画の概要」となります。まず、9ページ上段の「1. 子どもの読書活動の意義」では、子どもにとっての読書を、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かせないものと位置づけ、子どもたちが、人生をより主体的に、より豊かに生きていく力を確実に身に付けるため、積極的に子どもたちの読書活動の環境整備を推進していくことが重要であることを明記しております。次の「2. 計画の背景」につきましては、平成13年の法律施行後の、国と千葉県における施策の展開、続く10ページでは、本市についての状況を記載しております。11ページの「3. 計画策定の目的」は、冒頭の提案理由で申し上げたとおりとなっております。また、「4. 計画の位置づけ」でございますが、国と県、及び本市の計画について、年代を軸とした表の形式で記載しております。なお、関連する計画として「市川市総合計画」「市川市教育振興基本計画」「市川市図書館運営基本計画」についても記載しておりますが、本計画はそれら本市の様々な計画との整合を図りながら施策を推進するものとなっております。次に、12ページをお願いいたします。「5. 計画の対象」では、18歳以下の子どもだけではなく、保護者や、子どもとの読書活動に関わる地域の大人や関係機関も幅広く対象としております。「6. 計画の期間」につきましては、令和5年度から令和7年度までの3年間としております。「7. 計画の策定経過」では、今回の改定において、市の関係部署で構成する策定作業部会にて素案を作成し、また社会教育委員会議、関係団体からの意見聴取、パブリックコメントを踏まえて改定されるものでありますので、その経過を記載させていただきました。次に、13ページから15ページまでが第2章「基本的な方針」となります。13ページの「1. 基本的な理念」では、本計画の基本理念として「豊かな心を育む、本でつながるまち、いちかわ」とさせていただきます。読書の楽しさを知り、読

書により充実感や満足感など豊かな心を育むことで、子どもの意欲の向上やウェルビーイングにつなげたい、そのために地域社会が連携して、子どもたちの健やかな成長を願う、そのような環境づくりを進めたい、という思いが、この基本理念に込められているものです。次の「2.基本方針」では、この基本理念のもと、(1)から(4)まで、4つの基本方針を定めています。このうち、(1)子どもの読書への関心を高める取組の推進、(2)読書環境の整備、(3)連携体制の構築、の3つにつきましては、それぞれの方針の中で、家庭、地域、学校といった主体ごとに、かつ乳幼児期から中高生までの発達段階に応じて、それぞれ具体的な方策を掲げることとしております。また、(4)情勢の変化への対応、につきましては、情報通信手段の多様化が進んでいる実態を踏まえ、これからの子どもの読書活動について、先んじて手立てを講じる必要がありますことから、今次の計画において、4つ目の方針として挙げさせていただきました。以下、16ページから第3章「具体的な施策」となります。ただ今申し上げた4つの基本方針に基づき、16ページから29ページまでが方針1、30ページから38ページまでが方針2、39ページから46ページまでが方針3、47ページから50ページまでが方針4に基づく具体的な施策となっております。これらのうち、主なものをご紹介しますと、まず方針1「子どもの読書への関心を高める取組の推進」につきましては、16ページの下段に「家庭読書＝うちどく」の推進といたしまして、各ご家庭において、読書を通じて家族のコミュニケーションを深めるための様々な方法を提案することにより、家読（うちどく）を推奨してまいります。続く17ページでは、具体的な施策として、上段に、こども館におけるブックスタート、下段に図書館で行うブックスタートについて取り上げるとともに、行政各部署の連携の重要性にも触れました。21ページから22ページにかけては、子どもたちがこども館や図書館を好きになり、積極的に利用してもらえるようなイベントの開催について取り上げました。更に、24ページにおいては、子どもたちが本を探す際の道しるべとなるパスファインダーの充実を通じて、調べ方や学習の進め方を身に付けていくことを支援してまいります。また、25ページから27ページにかけて、学校等における取組、ここでいう「学校等」とは幼稚園・保育園を含みますが、読み聞かせや読書指導の充実など6つの施策を掲げました。次に方針2「読書環境の整備」です。31ページをお願いいたします。方針2では、家庭や地域、それぞれで行うべき環境整備について記しておりますが、そのうち(2)の「地域での環境整備」では、図書館の整備、こども館、子育て支援施設での読書環境の整備などを盛り込んでおります。また、32ページでは「読書バリアフリーの整備」といたしまして、多様な支援を必要とする子どもたち、障がいのある子どもたちにも、充実した読書環境を整備することを盛りこみました。その一例といたしまして、34ページの下段に掲げましたが、例えばユニバーサルデザイン絵本や点字図書、また、DAISYと呼ばれる音声付き図書など蔵書面での充実を図ることとしております。次に、方針3「連携体制の構築」につきましては、39ページをお願いいたします。ここの図にありますように、家庭、地域、そして学校等の三者が、様々な形で連携し、それぞれの取組に深みを持たせることができれば、子どもの読書活動全体を盛り上げることができるのでは、という狙いから、あわせて13の施策を掲げております。その一例として、40

ページにお進みください。(2)地域と学校等の連携、といたしまして、本市が先進的に取り組んでおります「公共図書館と学校とを結ぶネットワークの活用」を掲げております。これは、学校における授業や調べ物学習に、公共図書館の資料を活用してもらうための事業ですが、今後このネットワーク事業の更なる発展を図ることとしております。方針の4つ目「情勢の変化への対応」につきましては、47ページをお願いします。情報通信手段の普及・多様化により、子どものスマートフォンの利用率が増加傾向にあることを踏まえ、インターネット上にある膨大な情報を適切に取り扱うことができるよう、情報リテラシーの重要性に言及いたしました。具体的施策として、48ページにおきまして「情報モラル教育の充実」を掲げ、情報社会におけるルールやマナーの理解をはじめとした情報モラルが身に付くような教育の推進を挙げさせていただいております。続く49ページでは、デジタル時代に合わせた行政サービスといたしまして、電子図書館の推進や、YouTubeを活用した読み聞かせ動画の配信についても積極的に展開することとしております。以上4つの基本方針に基づく具体的な施策について説明させていただきました。最後に51ページをお願いいたします。今次の計画では、今申し上げましたそれぞれの施策の推進が着実に行われるよう、合計27項目の指標を設け、それぞれに現状の数値と目標値を設定いたしました。3か年の計画期間の最終年となる令和7年度において、ここで掲げたそれぞれの目標を達成できるよう、進捗管理を行い、子どもの読書活動の更なる推進を図ってまいりたいと考えております。大変長くなりましたが、議案第44号に関する説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますか。私から、文言のことなのですが、議案の12ページの「計画の対象」ということで、「おおむね18歳以下の子どもとします」という表現は、よろしいのでしょうか。18歳はもう成人なのですが。

○中央図書館長

中央図書館長でございます。国や県の計画においてこのような表記となっていることから、合わせておりますが、今後、計画の進捗の中で国や県が計画を改定した際に、ここの表現を改めることがありましたら、市もそれに合わせて改訂をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。それでは、ほかに質疑がなければ、議案第44号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第45号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

### ○義務教育課長

義務教育課長です。議案第45号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案の56ページ及び57ページをお願いいたします。本案件は、本市の各種申請書等における性別記載欄に関する指針を踏まえ、本規則で定めております申請書等の様式から性別記載欄を令和5年4月1日から廃止するものでございます。該当する様式は、議案58ページ及び59ページとなります。以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑ございますでしょうか。よろしゅうございますか。特に質疑がないようですので、議案第45号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第46号「市川市立第一中学校及び関係する中学校の通学区域の決定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

### ○義務教育課長

義務教育課長です。議案第46号「市川市立第一中学校及び関係する中学校の通学区域の決定について」ご説明いたします。恐れ入りますが、議案60ページをお願いいたします。令和5年1月定例教育委員会におきまして、市川市立第一中学校の建替えに伴います新しい通学区域について議決をいただきまして、通学区域を決定いたしました。その際、第一中学校の所在地が当該通学区域に含まれていなかったことから新たに追記する必要がございます。また、新たに第一中学校の通学区域となりました住所に関係いたします第二中学校、東国分中学校、大洲中学校の通学区域につきましても決定する必要がございますことから、議案を提出させていただきます。項目1ですが、第一中学校の通学区域は議案61ページのとおりとなります。表の左側にあります「現行」は、1月の定例教育委員会で議決をいただいた通学区域となります。今回は改正案といたしまして、右側の表にありますように、第一中学校の住所であります国府台2丁目7番を追記いたしました。続きまして、62ページをお願いいたします。項目2は、第一中学校の通学区域決定に伴いまして、第二中学校の通学区域は、表のとおりとなります。表の左側は、現行の通学区域となり、右側が改正案となります。続きまして、項目3となります。第一中学校の通学区域の決定に伴いまして、東国分中学校の通学区域は、表のとおりとなります。最後に、63ページの項目4でございます。第一中学校の通学区域決定に伴いまして、大洲中学校の通学区域は、表のとおりとなります。なお、項目1から項目4までにつきましては、改正後の通学区域の適用時期は、第一中学校の新校舎の供用開始時とし、これが決定したときに、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の一部改正を行うことといたします。こ

のことに关しましては、2月7日に開催されました令和4年度第3回市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会において報告いたしました。以上でございませう。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませうでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第46号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めませう。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

ありがとうございます。挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。教育長にお返しいたします。

○教育長

かしこまりました。それでは、これをもちまして、令和5年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時23分閉会)